

令和8年度 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業） FAQ集

近畿経済産業局 産業技術課 令和8年2月26日更新

番号	分類	質問	回答
1	申請対象者	中小企業者等の定義（公募要領P.40）の資本金と従業員数について、どちらも要件を満たす必要があるか。	資本金または従業員数どちらかの要件を満たしていれば、中小企業者等として認められます。詳細は公募要領P.40の【別表1】をご確認ください。
2	申請対象者	中小企業者等の定義（公募要領P.40）の資本金と従業員数の要件を満たしていても中小企業として認められないケースはあるか。	公募要領P.41記載の「みなし大企業」にあてはまる場合、Go-Tech事業の中小企業者等として認められません。よって「みなし大企業」となる場合は本事業の申請対象となりませんのでご注意ください。
3	申請対象者	大企業は補助を受けられるのか。	直接・間接を問わず補助を受けることはできません。 なお、アドバイザーとしてのみ共同体に参画することはできます。
4	申請対象者	A機関及びB機関とは何か。	A機関とは、公募要領に定める要件を満たす大学・公設試等を指し、B機関とは、公募要領に定める要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人等を指します。詳細は公募要領P.6をご確認ください。
5	申請対象者	中小企業者等が事業管理機関として申請してもよいのか。 その場合、研究等実施機関として参加する公設試等の補助率はどうなるのか。	中小企業者等が事業管理機関になることは可能です。 令和8年度公募より、このような場合でもA機関及びB機関の補助率は一律定額となります。
6	申請対象者	事業管理機関を引き受けてくれる機関を探したい。	Go-Techナビでは、共同体を構成するうえで必要な事業管理機関、研究等実施機関を検索できる機能がございます。各機関のこれまでの支援実績を掲載しておりますのでご覧いただき、連携できそうな機関にご連絡ください。 【中小企業庁HP Go-Techナビ】 https://www.chusho.meti.go.jp/sapoin/index.php
7	申請対象者	事業管理機関の所在は、近畿経済産業局の管轄外でもよいのか。	本事業においては、主たる研究実施場所の都道府県を担当する地方経済産業局に申請していただきます。事業管理機関の所在が、近畿経済産業局管轄外でも、主たる研究等実施場所が近畿経済産業局管内（福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）であれば、近畿経済産業局へ申請してください。
8	申請対象者	従たる研究等実施機関が海外の大学でもよいのか。	共同体の構成員は日本国内において事業を営み、本社を置き、研究開発等を行うことが必要なので、海外の大学は従たる研究等実施機関となることはできません。なおアドバイザーであれば参画していただくことは可能です。
9	アドバイザー	共同体でアドバイザーの参画が必須となるのは、どのようなケースか。	通常枠・大型研究開発枠ともに、従たる研究等実施機関又はアドバイザーにA機関が参画することが必須となっております。よって、共同体内で従たる研究等実施機関にA機関（大学・公設試等）が参画していない場合、アドバイザーとしてA機関（大学・公設試等）に参画していただく必要があります。
10	中小企業要件	中小企業者等が受け取る補助金額が、共同体全体の2/3未満となった場合はどうなるのか。	本事業に要する補助金の配分は、中小企業者等が受け取る補助金額が、共同体全体の補助金額の「2/3以上」である必要があります（「中小企業要件」と言います）。2年度目以降は、既に終了した年度の補助金額との合算で「2/3以上」であれば中小企業要件を満たしているものとします。この要件は交付申請時のみならず補助金額の確定の際にも満たしている必要がありますので、この要件を満たしていない場合、補助金の交付を受けられない場合があります。詳細は公募要領P.11以降を参照してください。
11	Go-Tech以外の事業への申請	Go-Techに申請をした場合、他の競争的資金や自治体等の研究開発補助金に申請することはできないのか。	Go-Techに申請したことをもって、他の競争的資金や自治体等の研究開発補助金（以下、その他の事業）の申請ができなくなるというわけではございません。ただしその他の事業とGo-Techで行う研究開発内容が類似または関連する場合は、類似計画等状況説明書に記載いただく必要があります。詳細は、公募要領P.27～28をご確認ください。 また、Go-Techとその他の事業に同時に採択された場合、Go-Tech事業とその他の事業の経費・装置等の管理を明確に区分していただく必要がありますので、ご注意ください。
12	補助率	中小企業等の補助率は原則2/3だが、補助率が1/2になるのはどのようなケースか。	交付申請時において確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業等は、補助率1/2となります。また、中小企業者等の定義に該当するNPO法人の場合も補助率1/2となります。なお、中小企業者等の定義（公募要領P.40～41【別表1】の⑦）に該当しないNPO法人は補助対象外となります。
13	補助対象額、補助率	補助金額の上限が単年度4500万円、2年度合計で7500万円とあるが、1年目 2000万円、2年目5500万円というのは可能か。	単年度が4500万円が上限のため、2年目は4500万円が上限となります。
14	提案書	申請書の書き方について相談に乗ってほしい。	申請書の書き方については、近畿経済産業局管内の事業者を対象に、中小企業基盤整備機構 近畿本部 企業支援課で相談を受け付けております。Go-Tech事業の申請書や研究計画等に関してご相談いただけます。 【中小企業基盤整備機構】 https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/supporting_industry/index.html 電話番号（近畿本部）：06-6264-8613 なお、公募要領に関するご質問は近畿経済産業局までお問い合わせください。

15	提案書	申請しようとしている研究開発の内容が、Go-Tech事業の対象であるか確認してほしい。	<p>「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に関する指針」（以下、「高度化指針」）を踏まえた研究内容であれば、申請可能です。</p> <p>【中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針】 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html 研究内容が「高度化指針」のどの項目に当てはまるかは、ご自身で確認いただくか、または中小企業基盤整備機構にてご相談ください。</p>
16	大型研究開発枠	大型研究開発枠の要件を教えてください。	<p>主たる研究等実施機関について、直近3か年連続して研究開発を行っており、かつ、そのうち研究開発費を年間1億円以上投じていた年度がある必要があります。また、この事実を確認することができる財務諸表等の書類を提出できることが要件となります。</p> <p>詳細は、公募要領P.14～15および中小企業庁HPをご確認ください。</p>
17	大型研究開発枠	3月決算のため、直近2か年の財務諸表のみの提出となる場合、大型研究開発枠で申請することは可能か。	<p>決算期を迎えているものの、財務諸表等は未完成であるが、最新の決算期の研究開発費等を使用して申請したい場合、公認会計士あるいは税理士の確認を得たうえで、直近の決算期の研究開発費等を用いて申請することは可能です。詳細は、中企庁HP「大型研究開発枠を申請するにあたって」https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/hojyokin/kobo/2026/dl/260216001_03.pdfをご確認ください。</p>
18	申請手続き	申請書の提出方法を教えてください。	<p>申請書の提出は「e-Rad(府省共通研究開発管理システム)」上でのみ受け付けることとしています。</p> <p>※申請にあたってはe-Radへの登録が必要になります。手続きに日数を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続きを行ってください。</p> <p>e-Rad : https://www.e-rad.go.jp/</p>
19	申請手続き	e-Radでの申請手順を教えてください。	<p>申請は事業管理機関が行う必要があります。具体的な手順については、以下の参考資料をご確認ください。</p> <p><参考資料> 「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じた成長型中小企業等研究開発支援事業の申請について」 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/hojyokin/kobo/2026/dl/260216001_e-rad.pdf</p>